給与支払報告書の光ディスク等 (FD・MO・CD・DVD)による提出のしおり

令和8年度(2026年度) 以降適用

熊本市役所市民税課

〒860-8601(専用郵便番号) 熊本市中央区手取本町1番1号 TEL 096(328)2183 FAX 096(324)1474

はじめに

毎年1月31日までに本市に提出していただいております給与支払報告書については、書面によらず光ディスク・磁気ディスク(以下「光ディスク等」という。)により提出することができます。

このしおりは、給与支払報告書を光ディスク等により調製して提出する際の手続き等について 説明したものです。

給与支払報告書を光ディスク等により提出されますと、従来の書面による給与支払報告書の提出が原則として不要となり、市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額決定通知書を書面にて通知いたします。

光ディスク等による給与支払報告書の提出について、ご検討いただきますようお願いいたします。

● 光ディスク等による提出義務化について

国税に提出する給与所得の源泉徴収票又は公的年金等の源泉徴収票について e-Tax 又は光ディスク等による提出が義務付けられる者()については、市区町村に提出する給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の提出についても、 e L T A X 又は光ディスク等により提出することが義務付けられました。これは、令和3年(2021年)年1月1日以降に提出する給与支払報告書及び公的年金等支払報告書について適用されます。該当される方は、お早めにご準備をお願いいたします。

() 基準年(前々年)に国税に提出する給与所得の源泉徴収票又は公的年金等の源泉徴収 票の提出枚数が 100 枚以上の者

	目次	ージ
はし	じめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_ J
目	次	2
給특	与支払報告書を光ディスク等により提出する際の手続きについて	
1	給与支払報告書の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	光ディスク等への記録について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	特別徴収税額の通知について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
光ラ	ディスク等の規格等及びレコードについて	
1	光ディスク等の規格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2	ファイルの仕様等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	レコード内容及び作成要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4	各項目の記録に当たっての留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
5	光ディスク等の提出に当たっての留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
6	その他留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1

給与支払報告書を光ディスク等により提出する際の手続きについて

1 給与支払報告書の提出について

光ディスク等による給与支払報告書の提出をされる場合は、書面による給与支払報告書の提出は不要です。

2 光ディスク等への記録について

(1) データの対象者

令和7年(2025年)中に給与の支払いを受けた者で、令和8年(2026年)1月1日現在 熊本市内に住所を有する者

(2) 光ディスク等提出の日程

令和8年(2026年)2月2日(月)まで

事務処理の都合上、なるべく令和8年1月21日(水)までに提出のご協力お願いします。

3 特別徴収税額の通知について

特別徴収税額については、給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書にて通知いたします。

対象者:特別徴収義務者において、特別徴収をしていただく必要のある者です。

(非課税者の場合は特別徴収税額0円で通知いたします。)

光ディスク等の規格等及びレコードについて

1 光ディスク等の規格

(1) 提出することができる磁気ディスク (FD、MO) 及び光ディスク (CD、DVD) は、次に掲げるものとする。

	種類	F D	МО	C D	DVD			
サイズ		3.5インチ	3.5インチ	1 2 c m	1 2 c m			
規格記憶容量		2 H D	ISO/IEC13963 又は ISO/IEC15041	CD-R	DVD - R			
記憶	容量	1 . 4 4 M B	230MB 1.44MB 又は 640MB		片面4 . 7 G B			
記録	フォーマット	MS - D	rel2)/Joliet					
記録形式	ファイル形式	C S V(カンマ区切形式)						
記録	コード		シフトJIS					
漢字	水準		JIS第1水準及で	び第2水準				

書き込みは、ディスクアットワンス (シングルセッション)方式とする。

2 ファイルの仕様

ファイル名は「315dat**.txt」と記録する。

なお、ファイル名の一部にある「**」には、ファイル数により、「01」~「99」を記録する。

(例) 2枚のFDに分けて提出する場合

- ・ 1 枚目の FD に格納するファイル名・・・・「315dat01.txt」
- ・2枚目のFD に格納するファイル名・・・・「315dat02.txt」

3 レコード内容及び作成要領

レコード内容及び記載要領

項番		項目名	入	力文字基準	記録要領		
1	法定資料の種	類	半角	3文字	「315」を記録する。		
2	整理番号1		半角	10 文字	税務署から連絡されている「整理番号1(10 桁の数字)」を記録する(記録を省略しても差し 支えない。)		
3	本支店等区分	潘号	半角	5 文字以内	税務署に連絡した本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号(一連番号、支店番号等)を 記録する。		
4	提出義務者の 在地	住所 (居所)又は所	全角	60 文字以内	提出義務者の住所(居所)又は所在地を記録する。		
5	提出義務者の	氏名又は名称	全角	30 文字以内	提出義務者の氏名又は名称を記録する。		
6	提出義務者の	電話番号	半角	15 文字以内	提出義務者の電話番号を記録する。 (例)「03-1234-5678」、「03(1234)5678」		
7	整理番号2		半角	13 文字	税務署から連絡されている「整理番号2(13 桁の数字)」を記録する(記録を省略しても差し 支えない。)		
8	提出者の住所	f(居所)又は所在地	全角	60 文字以内	記録を省略する。		
9	提出者の氏名又は名称		全角	30 文字以内	記録を省略する。		
10	訂正表示		半角	1文字	提出済みの誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」それ以外の場合には「0」 を記録する。		
11	年分		半角	2 文字	支払の確定した年を和暦で記録する。 なお、元年~9年については、前ゼロを付加して「01」~「09」と記録する。		
12		住所又は居所	全角	60 文字以内	支払を受ける者の住所又は居所を記録する。		
13	支払を受け る者	国外住所表示	半角	1 文字	支払を受ける場合の住所又は居所が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」を 記録する。		
14	の白	氏名	全角	30 文字以内	支払を受ける者の氏名を記録する。		
15		役職名	全角	15 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。		
16	種別		全角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。		
17	支払金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注)未払金額を含む。		
18	未払金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。		
19	給与所得控除 (調整控除後	後の給与等の金額 t)	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。		
20	所得控除の額	の合計額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。		

項番		項目名)	力文字基準	記録要領
21	源泉徴収税額			半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
21				十用	10 文子以内	(注)未徴収税額を含む。
22	未徴収税額			半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
						書面による場合の記載に準じて記録する。
	 (源泉)控除対象配偶者の有無					主たる給与等において、控除対象配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除
23	(源泉)控除対象配偶者の有無		者の有無	半角	1 文字	対象配偶者)を有する場合には「1」、それ以外の場合には「2」を記録する。
						また、従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有する場合には「3」、それ以外の場合に
						は「4」を記録する。
24	老人控除対象			半角	1 文字	老人控除対象配偶者を有する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
25	配偶者(特別) 控除 <i>0</i>)額		10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
26		特定 主 従 主		半角	2 文字以内	控除対象扶養親族の数を特定、老人、その他の区分及び主たる給与等と従たる給与等の区分に
27				半角	2 文字以内	応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。
28	控除対象扶		主	半角	2 文字以内	
29	養親族等の	老人	上の内訳	半角	2 文字以内	
30	数	その	従	半角	2 文字以内	
31		その	主	半角	2 文字以内	
32		他	従	半角	2 文字以内	
33		特別障	害者	半角	2 文字以内	障害者の数を特別障害者とその他の障害者の区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録
34	障害者の数	上の内	沢	半角	2 文字以内	する。
35		その他		半角	2 文字以内	
36	社会保険料等	の金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
37	上の内訳			半角	10 文字以内	社会保険料等の金額の内訳を書面による場合の記載に準じて記録する。
38	生命保険料の	控除額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
39	地震保険料の	控除額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
40	住宅借入金等	特別控除	等の額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
41	旧個人年金保	険料の金	額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
42	配偶者の合計	所得		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
43	旧長期損害保	険料の金	額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
44	元号			半角	1 文字	受給者の生年月日の元号、年、月及び日を記録する。この場合、元号については、昭和は「1」、
45			年	半角	2文字	大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」、令和は「5」、その他は「9」を記録し、また「年」「月」
46	受給者の生年	月日	月	半角	2 文字	及び「日」については、それぞれ別項目で 2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録す
47			日	半角	2 文字	る。 (例)「令和元年 9 月 30 日 5,01,09,30」

項番		項目名	入	、力文字基準	記録要領		
48	夫あり		半角	1 文字	記録を省略する。		
49	未成年者	Í	半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。		
50	乙欄適用		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。		
51	本人が	特別障害者	半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。		
52	一个人小	その他の障害者		1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。		
53	老年者		半角	1 文字	記録を省略する。		
					該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。		
54	寡婦		半角	1 文字	(注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合で、特例の規定に該当す		
					る寡婦の場合には「2」、その他の寡婦の場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。		
					記録しないでください。		
55	寡夫		半角	1 文字	(注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合で、該当する場合には「1」		
					それ以外の場合には「0」を記録する。		
56	勤労学生		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。		
57	死亡退職		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。		
58	災害者		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。		
59	外国人		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。		
60		中途就職・退職の区分	半角	1 文字	中途就・退職の区分及びその年月日を記録する。この場合、中途就・退職の区分は、中途就職		
61	中途	年	半角	2 文字	の場合には「1」、中途退職の場合には「2」、それ以外の場合には「0」を記録する。		
62	就・退	月	半角	2 文字	│ また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼ		
63	職	日	半角	2 文字	口を付加して記録する (「年」については和暦とする。)。		
					(例)「平成 28 年 9 月 30 日 28,09,30」		
64		住所(居所)又は所在地	全角	60 文字以内	他の支払者の住所(居所)又は所在地を記録する。		
65		国外住所表示	半角	 1 文字	他の支払者の住所(居所)又は所在地が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」		
	他の支				を記録する。		
66	払者 給与等の金額			30 文字以内	他の支払者の氏名又は名称を記録する。		
67				10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。		
68		徴収した金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。		
69		控除した社会保険料の 金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。		
70	災害者に	:係る徴収猶予税額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。		

項番	項目名		У	力文字基準	記録要領	
71		年	半角	2 文字	書面による場合の記載に準じて記録する。	
72	他の支払者のもとを退	月	半角	2 文字	また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼ	
73	職した年月日		半角	2 文字	口を付加して記録する (「年」については和暦とする。)。	
13		日	十用	2又子	(例)「平成 28 年 9 月 30 日 28,09,30」	
74		年	半角	2 文字	年末調整の際に所得税における住宅借入金等特別控除(以下「住借控除」という。) の適用を	
75	住宅借入金等特別控除	月	半角	2 文字	受ける場合、その適用に係る家屋への居住開始年月日を記録する。	
	等適用家屋居住年月日	日				また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼ
76			半角	2 文字	口を付加して記録する。(「年」については和暦とする。)。	
					(例)「平成 28 年 9 月 30 日 28,09,30」	
					年末調整の際に所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該控除の適用数を記録する。	
77	77 住宅借入金等特別控除適用数		半角	1 文字	(例)租税特別措置法第 41 条第 1 項と同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項の適用を受ける場合には「2」	
					を記録する。	
78	住宅借入金等特別控除可	能額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	

項番	項目名	入	力文字基準	記録要領
79	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	半角	2 文字	住宅の新築・購入又は増改築の区分により、次の番号を記録する。 租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」 同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」 同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」 東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録する。 なお、租税特別措置法第 41 条第 5 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 18 項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」 同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」 同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「13」 同法第 41 条第 16 項に規定する特別特定取得に該当する場合の特別特定は「13」 同法第 41 条第 16 項に規定する特別特定取得に該当する場合の特別控除は「13」 同法第 41 条第 16 項に規定する特別特定取得に該当する場合(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条第 5 項に規定する特別明保に該当する場合及び同法第 6 条の 2 第 2 項に規定する特別特別取得に該当する場合を含む。)で、同法同条第 15 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」 同法同条第 18 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」 同法同条第 18 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」 同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」 同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「34」を記録する。 おって、租税特別措置法第 41 条第 20 項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第 21 項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、同法同条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「44」 を記録する。 なお、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1 回目の所得税における住借控除の適用について記録する。
80	住宅借入金等の額(1回目)	半角	8 文字以内	租税特別措置法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項又は第 8 項に規定にする増改築等住宅借入金 等の金額を記録する。 また、住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1 回目 の所得税における住借控除の適用について、租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 10 項、第 15 項 若しくは第 18 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項若しくは第 8 項に規定する(特定増改 築等)住宅借入金等の金額を記録する。

項番	項目名		入力文	字基準	記録要領
81	住宅借入金等特別控除	年	半角	2 文字	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2 回目の所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を記録する。
82	等適用家屋居住年月日	月	半角	2文字	また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する(「年」については和暦とする。)。
83	(2回目)	日	半角	2 文字	(例)「平成28年9月30日 28,09,30」
84	住宅借入金等特別控除区(2回目)	公分	半角	2 文字	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2 回目の所得税における住借控除の適用について、次の番号を記録する。 租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合は「04」を記録する。 なお、租税特別措置法第 41 条第 5 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 18 項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第 41 条第 5 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 18 項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第 41 条第 1 の 項に規定する特別控除は「12」、同法第 41 条第 16 項に規定する特別特定取得に該当する場合の特別控除は「13」、同法第 41 条第 16 項に規定する特別特別に該当する場合を特別取得に該当する場合及び同法第 6 条の 2 第 2 項に規定する特別特別取得に該当する場合を含む。)で、同法同条第 15 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第 18 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第 18 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第 16 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「34」を記録する。 おって、租税特別措置法第 41 条第 20 項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第 21 項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、同法同条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」を記録する。

項番	項目名	λ	、力文字基準	記録要領
85	住宅借入金等の額(2回目)	半角	8 文字以内	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2 回目の所得税における住借控除の適用について租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 10 項、第 15 項若しくは第 18 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項若しくは第 8 項の規定により所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。
86	摘要	全角	300 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合には、3回目以降の新築・購入又は増改築の区分を「住借区分(何回目)××ェ、所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を「住借控除居住年月日(何回目)××年×メ月××日」住宅借入金等の額を「住借額(何回目)×××円」と記録する。 退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族若しくは特定親族がいる場合には、その者の氏名、配偶者である場合は「退配」又は扶養親族である場合は「退扶」若しくは特定親族である場合は「退特」、生年月日(「元号」については、明治「1」大正「2」昭和「3」平成「4」令和「5」を記録し、「年」「月」及び「日」については、2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。)住所(同居の場合には「同」別居の場合には「別」を記録する。)障害者である場合は「普」又は特別障害者である場合は「特」配偶者若しくは特定親族が非居住者である場合は「普」又は特別障害者である場合は「2」扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で留学生である場合は「2」扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で管害者である場合は「3」扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で管害者である場合は「3」扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で管害者である場合は「3」大養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で管害者である場合は「3」大養親族が30歳以上70歳未満の非居住者でちる場合は「1」又はひとり親に該当しない場合は「0」 寡婦(退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。)に該当する場合は「1」又はひとり親(退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。)に該当する場合は「2」を記録する。普通徴収として申請する場合は該当る略号又は略語を入力すること。21ページ参照。
87	新生命保険料の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
88	旧生命保険料の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
89	介護医療保険料の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
90	新個人年金保険料の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
91	16 歳未満扶養親族の数	半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
92	国民年金保険料等の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
93	非居住者である親族の数	半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。

項番	項目名)	力文字基準	記録要領		
94	提出義務者の個人番号又は法人番		半角	13 文字以内	提出義務者の個人番号(12 桁の数字)又は法人番号(13 桁の数字)を記録する。		
34	号		十用	13 文士以内	(注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。		
95	 支払を受ける者の個	11 来只	半角	 12 文字	支払を受ける者の個人番号(12 桁の数字)を記録する。		
95	文仏を受ける自の個	1八亩与	十用	12 又子	(注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。		
96		エタ	全角	 30 文字以内	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合に		
90			土円	30 文于以内	は、源泉控除対象配偶者)の氏名のフリガナを記録する。		
97			き・特別)	全角	30 文字以内	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合に	
91	(源泉・特別)					は、源泉控除対象配偶者)の氏名を記録する。	
98	控除対象配偶者	区分	半角	2 文字	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合に		
90		四方	十用	2 文子 	は、源泉控除対象配偶者)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。		
					控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合に		
99		個人番号	半角	12 文字	は、源泉控除対象配偶者)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。		
					(注)平成 28 年度(平成 27 年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。		

項番	項目名	3	入	力文字基準			記録要領		
100		フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族	等(1)の氏名のフリカ	〕ナを記録する。		
101		氏名	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族	等(1)の氏名を記録す	る。		
					控除対象扶養親族	等(1)が控除対象扶養	親族の場合は、下表のとお	り区分を記録する)
						控除対象	扶養親族の分類		区分
					居住者				00
					非居住者で30歳未満り	又は 70 歳以上			01
					非居住者で30歳以上7	70 歳未満かつ留学により	国内に住所及び居所を有しなく	なった者	02
					非居住者で30歳以上7	70 歳未満かつ障害者			03
					非居住者で30歳以上7	70 歳未満かつ扶養控除の	適用を受けようとする居住者から	らその年において	04
					生活費又は教育に充て	るための支払を 38 万円	以上受けている者		
102	控除対象扶養親族等(1)	区分	半角	2 文字	除対象親族で合計所合計所得金額又はそ	得金額又はその見積 の見積額に応じて下	現族(年末調整の適用を受け 額が58 万円超100 万円以7 表のとおり区分を記録する。 区分		
					合計所得金額又はその見積額		(特定親族が居住者)	(特定親族が非属	居住者)
					58 万円超	85 万円以下	10	11	
					85 万円超	90 万円以下	20	21	
					90 万円超	95 万円以下	30	31	
					95 万円超	100 万円以下	40	41	
					100 万円超	105 万円以下	50	51	
					105 万円超	110 万円以下	60	61	
					110 万円超	115 万円以下	70	71	
					115 万円超	120 万円以下	80	81	
					120 万円超	123 万円以下	90	91	
103		個人番号	半角	12 文字		` '	2桁の数字)を記録する。)給与支払報告書を作成する	場合には、記録を	省略する。

項番	項目領	3	入	力文字基準			記録要領			
104		フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族	等(2)の氏名のフリカ	jナを記録する。			
105		氏名	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族	等(2)の氏名を記録す	-る。			
					控除対象扶養親族等(2)が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録する。					
						控除対象	扶養親族の分類		区分	
					居住者				00	
					非居住者で30歳未満り	又は 70 歳以上			01	
					非居住者で30歳以上	70 歳未満かつ留学により	国内に住所及び居所を有しなくな	なった者	02	
					非居住者で30歳以上	70 歳未満かつ障害者			03	
					非居住者で30歳以上	70 歳未満かつ扶養控除の	適用を受けようとする居住者から	らその年において	04	
					生活費又は教育に充て	るための支払を 38 万円	以上受けている者		04	
106	控除対象扶養親族	区分	半角	角 2文字	対象親族で合計所得	金額又はその見積額	族(年末調整の適用を受けが 58 万円超 100 万円以下ののとおり区分を記録する。	の者)の場合は、各		
	等(2)				合計所得金額又	又はその見積額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非原	居住者)	
					58 万円超	85 万円以下	10	11		
					85 万円超	90 万円以下	20	21		
					90 万円超	95 万円以下	30	31		
					95 万円超	100 万円以下	40	41		
					100 万円超	105 万円以下	50	51		
					105 万円超	110 万円以下	60	61		
					110 万円超	115 万円以下	70	71		
					115 万円超	120 万円以下	80	81		
					120 万円超	123 万円以下	90	91		
107		個人番号 半角		12 文字		` '	2桁の数字)を記録する。			
107			T/13	12 0 5	(注)平成28年度((平成 27 年分)以前(の給与支払報告書を作成する	場合には、記録を	省略する。	

項番	項目名		入	力文字基準	記録要領				
108	フリガナ 全対 カー・		全角	30 文字以内	控除対象扶養親族	等(3)の氏名のフリカ	〕ナを記録する。		
109		氏名		注角 30 文字以内 控除対象扶養親族等(3)の氏名を記録する。					
					控除対象扶養親族等(3)が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録する。				
					控除対象扶養親族の分類				
					居住者				
					非居住者で30歳未満り	又は 70 歳以上			01
					非居住者で30歳以上	70 歳未満かつ留学により	国内に住所及び居所を有しなく	なった者	02
					非居住者で30歳以上	70 歳未満かつ障害者			03
					非居住者で30歳以上	70 歳未満かつ扶養控除の	適用を受けようとする居住者か	らその年において	04
					生活費又は教育に充て	るための支払を 38 万円	以上受けている者		04
110	控除対象扶養親族 等(3)	区分	半角	2 文字	除対象親族で合計所 合計所得金額又はそ	得金額又はその見積額	現族(年末調整の適用を受け 額が58 万円超100 万円以 表のとおり区分を記録する。 区分	の者)の場合は、 区分	各人別の
							(特定親族が居住者)	(特定親族が非居	住者)
					58 万円超	85 万円以下	10	11	
					85 万円超	90 万円以下	20	21	
					90 万円超	95 万円以下	30	31	
					95 万円超	100 万円以下	40	41	
					100 万円超	105 万円以下	50	51	
					105 万円超	110 万円以下	60	61	
					110 万円超 115 万円超	115 万円以下 120 万円以下	70 80	71 81	
					120 万円超	123 万円以下	90	91	
	-							91	
111		個人番号	半角	12 文字		` '	2桁の数字)を記録する。)給与支払報告書を作成する	場合には、記録を行	省略する。

項番	項目名	3	入	力文字基準	記録要領				
112		フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族等(4)の氏名のフリガナを記録する。				
113		氏名	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族等(4)の氏名を記録する。				
					控除対象扶養親族等(4)が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録する。				
					控除対象扶養親族の分類				
					居住者				00
					非居住者で30歳未満り	又は 70 歳以上			01
					非居住者で30歳以上7	70 歳未満かつ留学により	国内に住所及び居所を有しなく	なった者	02
					非居住者で30歳以上7	70 歳未満かつ障害者			03
					非居住者で30歳以上7	70 歳未満かつ扶養控除の	適用を受けようとする居住者から	らその年において	04
					生活費又は教育に充て	るための支払を 38 万円	以上受けている者		04
114	控除対象扶養親族 等(4)	区分	半角	2 文字	除対象親族で合計所	得金額又はその見積	見族(年末調整の適用を受け 額が 58 万円超 100 万円以7 表のとおり区分を記録する。	の者)の場合は、	
					合計所得金額又はその見積額		区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非原	居住者)
					58 万円超	85 万円以下	10	11	
					85 万円超	90 万円以下	20	21	
					90 万円超	95 万円以下	30	31	
					95 万円超	100 万円以下	40	41	
					100 万円超	105 万円以下	50	51	
					105 万円超	110 万円以下	60	61	
					110 万円超	115 万円以下	70	71	
					115 万円超	120 万円以下	80	81	
					120 万円超	123 万円以下	90	91	
115		個人番号	半角	12 文字		` '	2桁の数字)を記録する。 D給与支払報告書を作成する	場合には、記録を	省略する。

項番	項目名		入	力文字基準	記録要領
116		フリガナ	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。
117		氏名	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(1)の氏名を記録する。
118	16 歳未満の扶養親 族(1) 区分		半角	2 文字	16 歳未満の扶養親族(1)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
119		個人番号	半角	12 文字	16 歳未満の扶養親族(1)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。 (注)平成 28 年度(平成 27 年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
120		フリガナ	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。
121		氏名	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(2)の氏名を記録する。
122	16歳未満の扶養親 族(2)	区分	半角	2 文字	16 歳未満の扶養親族(2)が国内に住所を有しない者である場合には「01 」それ以外の場合には「00」を記録する。
123		個人番号	半角	12 文字	16 歳未満の扶養親族(2)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。 (注)平成 28 年度(平成 27 年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
124		フリガナ	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録する。
125		氏名	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(3)の氏名を記録する。
126	16歳未満の扶養親 族(3)	区分	半角	2 文字	16 歳未満の扶養親族(3)が国内に住所を有しない者である場合には「01 』それ以外の場合には「00」を記録する。
127		個人番号	半角	12 文字	16 歳未満の扶養親族(3)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。 (注)平成28 年度(平成27 年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
128		フリガナ	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。
129		氏名	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(4)の氏名を記録する。
130	16歳未満の扶養親 族(4)	区分	半角	2 文字	16 歳未満の扶養親族(4)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
131	個人番号		半角	12 文字	16 歳未満の扶養親族(4)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。 (注)平成 28 年度(平成 27 年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
132	5 人目以降の控除対象扶養親族等 の個人番号		全角	100 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
133	5 人目以降の 16 歳未満の扶養親族 の個人番号		全角	100 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
134	普通徴収		半角	1 文字	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
135	青色専従者		半角	1 文字	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
136	条約免除		半角	1 文字	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。

項番	項目名		項目名 人力文字基準		力文字基準	記録要領		
137	支払を受ける者のフリガナ		ガナ	半角	60 文字以内	支払を受ける者の氏名のフリガナを記録する。		
138	受給者番号			半角	25 文字以内	支払者(特別徴収義務者)において受給者に付設した番号を記録する。		
139	提出先市町	村コード		半角	6 文字	該当の全国地方公共団体コードを記録する。 熊本市のコ・ド「431001」を記録してください。		
140	40 指定番号			半角	12 文字以内	提出先市町村の指定した番号を記録する。なお、新たに市町村に給与支払報告書を提出することとなった等により前年度の指定番号がない場合には、記録を省略する。 熊本市においては、指定番号にハイフン等は入れないでください。 (例)「777-666-11」「77766611」		
141	基礎控除の額			半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。		
142	所得金額調整控除額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。			
143	ひとり親		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。			
144	控除対象 扶養親族	特親	主	半角	2 文字以内	特定親族 (年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象親族で合計所得金額又はその見積額が 58 万円超 100 万円以下の者)の数を主たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、書		
145			従	半角	2 文字以内	面の記載要領に準じて記録する。		
146	46 特定親族特別控除の額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。			

4 各項目の記録に当たっての留意事項

(1) 各項目共通

半角文字の「,(カンマ)」は、各項目の区切り以外には使用しない。

<例> 法定資料の項目・・・・・ × 1,200,000 1200000

記録すべき事項がない項目については記録を省略して区切りを表す「,(カンマ)」を記録する(CSV 形式では必ず「,(カンマ)」で各項目が区切られていなければならない。)

<例> 半角の項目が記録不要の場合・・・・・・ 前の項目,,後の項目

(2) 住所、居所又は所在地

都道府県名から順次記録する。

ただし、都道府県名については省略しても差し支えない。

<例> 東京都中央区銀座1-1-1

中央区銀座1-1-1

大阪市中央区大手前2-2-2

x 中央区大手前 2 - 2 - 2 大阪市中央区大手前 2 - 2 - 2

(注)政令指定都市については、市名を省略しない。

正式な町名にカナが含まれている場合を除き、漢字で記録する。

<例> x 名古屋市港区アキハ1-1-1 名古屋市港区秋葉1-1-1

× 名古屋市港区あきは1-1-1 名古屋市港区秋葉1-1-1

名古屋市港区いろは町2-2-2

~県、~市、~村等の「県」「市」「村」等の文字については省略しない。また、句読点等によって代替しない。

<例> x 神奈川 横浜 港北 新横浜 1-1-1

沖奈川、横浜、港北、新横浜、1-1-1神奈川県横浜市港北区新横浜1-1-1

都道府県、市町村、字等の区切りは不要であるが、全角スペース1文字分の区切りがあっても差し支えない。

<例> 神奈川県横浜市港北区新横浜1-1-1

神奈川県 横浜市 港北区 新横浜 1-1-1

- × 神奈川県、横浜市、港北区、新横浜、1-1-1
- x 神奈川県 横浜市 港北区 新横浜 1-1-1

(注)「」は、スペース1文字分を表す。

住所の記載に当たって、「丁目」「番地」「号」等の文字の代わりに記号を使用する場合は、「 - 」「 ~ 」「・」(全角)を使用することができるが、それ以外の記号は使用しない。

<例> 千代田区丸の内1-1-1

千代田区丸の内1~1~1

× 千代田区丸の内1,1,1

様方や気付は、この項目に記録し、氏名又は名称の項目には記録しない。 郵便番号は記録しない。

(3) 氏名又は名称

個人の姓と名の区切りには、全角スペース1文字分を記録する。 ただし、区切りがない場合は、そのままでも差し支えない。 個人の肩書等は記録しない。

<例> × 税理士 総務 太郎 総務 太郎

法人の代表者名等は記録しない。

<例> × 総務産業株式会社 代表取締役 総務 太郎 総務産業株式会社

法人の組織名には必ずカッコ (全角)を付す。

 <例>
 総務産業(株)
 (株)総務産業

 総務産業(株)
 株)総務産業

 × 総務産業 株)
 × (株 総務産業

 × 総務産業/株
 × 株、総務産業

4□ / ±* ₹ 7	略称			
組織名	漢字	カナ		
株式会社	株、KK	カ、カブ		
有限会社	有、UK	ユ、ユウ		
合資会社	資	シ		
合名会社	名	メ、メイ		
医療法人	医	1		
協同組合	協	キョウ		
農業協同組合	農	ノウ		
漁業協同組合	漁	ギョ		

4 □ <i>4</i> 並 <i><</i> フ	略称				
組織名	漢字	カナ			
企業組合	企、企業	キ、キギョウ			
組合連合会	組連	クミレン			
財団法人	財	ザイ			
社団法人	社	シャ			
社会福祉法人	福	フク			
宗教法人	宗	シュウ			
学校法人	学	ガク			

(4) 外字の取扱い

JIS 第 1 水準及び第 2 水準以外の漢字、カナ、記号等 (以下「外字等」という。)及び半角文字は、次のとおり取扱う。

半角文字のカナ、英数字、記号、丸付き数字、カッコ付き漢字等は、JIS 第 1 水準及び第 2 水準の全角文字に変換する。

人名等に使用されている漢字等で、他の文字に変換できないものが含まれている場合には、原則として、その 人名等をカナで記録する。

外字がいわゆる異字体又は旧字体の場合で、それらを統一文字又は新字体に変換できるものは、それぞれの文字に変換する。

<例> 「<u>德</u>田」 「<u>徳</u>田」 「<u>齎</u>藤」 「<u>斉</u>藤」

5 光ディスク等の提出に当たっての留意事項

- (1) 光ディスク等の提出の際には、正本・副本の両方を提出する。
- (2) 提出する媒体には、次の事項を明示する。

光ディスク

光ディスクにより提出する場合には、レーベル面に次の記載事項を油性のフェルトペン等で記載する。 筆先の硬い筆記用具は使用しない。

磁気ディスク

磁気ディスクにより提出する場合には、適宜のラベルに次の記載事項を記載の上、貼付する。

【記載事項】

(ア) 提出先市町村名

- (イ) 提出者名
- (ウ) 提出者住所
- (I) 個人番号又は法人番号

(オ) 指定番号

- (カ) 提出件数
- (‡) 提出年月日
- (ク) 正本・副本の区別

- (ケ) 総枚数及び一連番号
- (3) 提出された光ディスク等は返却しない。
- (4) 提出の際には、ファイルがコンピュータ・ウイルスに感染していないことを十分に確認する。

6 その他留意事項

特別徴収できない受給者がいる場合は、その受給者の摘要項目(レコード項目 86)に該当する略号または略語(下表参照)を入力してください。

略号	理由	内容	略語
Α	退職者又は退職予定者 (5月末迄)	令和7年(2025年)中の退職者、令和8年(2026年)5月末までに退職予定の方。	・退職予定 年 月 日 退職者は中途就退職欄 に日付を入力してくださ い。
В	他の事業所で特別徴収の方	他の事業所で支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方(他事業所で特別徴収されている方(他事業所で特別徴収されていることを確認のうえ入力してください。)。	・他事業所特徴
С	毎月給与の支給がない方 (休職含む)又は 給与が少額の方	・給与の支払いが年間4回など、毎月給与の 支給がない方(アルバイト等についても、毎 月支給がある方は特別徴収となります)。 ・給与が少なく(年間支給額106万5千円 以下)税額が引けない方。	・給与年 回払い ・毎月無し ・給与少額 ・休職者
D	事業専従者 (個人事業主からの支払い のみ対象)	青色・白色申告を行う個人事業主から給与の 支払いを受ける同一生計の親族の方は普通徴 収にできることとしています。	・事業専従者 ・専従者
E	総従業員数が2人以下	令和8年(2026年)1月1日現在において、「略号A」~「略号D」に該当する全ての(他市区町村も含む)従業員数を差し引いた人数が2人以下の事業所については、普通徴収できることとしています。	・総従業員数が2人以下

略号A~Eまたは略語以外の理由では、普通徴収は認められません。また、略号・略語を記入されたとしても、普通徴収理由に該当しないと判断された場合は、特別徴収となる場合があります。

乙欄給報の場合も略号・略語を記入されていなければ特別徴収の対象です。

毎月の給与支給がある場合は、いずれかの事業所で特別徴収となります。

熊本県等の入札参加資格申請に必要な特別徴収実施確認書を提出した事業所については、D・Eに該当する場合でも特別徴収を実施していただきます。